

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 27 年 12 月

瀬戸信用金庫

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客さまには、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまは変更ございません。

<税率>

期 間	対 象	税 率
平成 27 年 12 月 31 日まで	預金利息	20.315% (国税 15.315% + 地方税 5%)
平成 28 年 1 月 1 日から	預金利息	15.315% (国税 15.315%)

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

【ご注意】

- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。また、お問い合わせください。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱い等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。

以 上